

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第77号

## IP電話の契約は、契約内容を十分検討しましょう！

インターネット回線を利用した電話サービスであるIP電話が近年急速に普及しています。便利に利用できる一方で、「利用料金が安くなると言われたのに安くならなかった」などの相談が、特に高齢者の方から多く寄せられています。

### 【県内事例①】

訪問して来た業者から、「みんなやっている」と勧誘を受けてIP電話に切り替えた。しかし、IP電話に切り替えてから電話代が高くなっていた。これなら前の電話の方がよかった。  
(70代女性)

### 【県内事例②】

「電話代が安くなる」と電話で勧誘され、IP電話を契約した。変更前の利用料金はおおそ3,500円だったが、変更後はおよそ4,300円になっている。3年以内に解約する場合は違約金が必要と聞いているが、違約金を払っても解約したほうが安いので解約したい。  
(80代男性)

### アドバイス

1. 電気通信サービスは特定商取引法の適用がなく、クーリング・オフはできません。勧誘されてもすぐに返事をせず、家族や身近な人に相談しましょう。
2. IP電話の契約の際に、オプションサービスも契約する場合があります。電話料金の比較だけでなく、1か月の支払い総額を確認するようにしましょう。
3. IP電話を契約する際には、それまで利用していたサービスが利用できなくなる場合もあります。事業者を確認してから契約しましょう。
4. 不安なことやトラブルがあった時は、消費生活センターまでご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999